



百年奮闘、輝かしい成果

中華人民共和国駐名古屋総領事 劉 曉軍



7月1日をもちまして、中国共産党創立100周年を迎えます。1921年、内憂外患の中国を救い、国家の独立と富強を実現するため、近代中国の先駆者たちはマルクス主義を指導思想とし、中国共産党を立ち上げました。28年間艱苦闘争した結果、半植民地・半封建社会からの脱出に成功し、中華人民共和国の成立にたどり着きました。その後、中国共産党と中国人民は一致団結し、様々な困難を乗り越え、世界から注目を集める輝かしい社会主義現代化建設の成果を成し遂げました。中国の国内総生産が世界で第二位に上がり、人々の生活は著しく改善されました。中国政府は「一国二制度」の方針に基づき、香港、マカオが祖国のもとに戻り、長期の繁栄と安定を維持しています。それと同時に、世界各国との友好協力関係を発展させ、人類運命共同体の建設と世界の平和、発展と繁栄に重要な貢献をしています。

今年は中国第14次五カ年計画が始動する年でもあります。貧困撲滅を勝ち取った後、国民の生活水準の更なる促進、最終的には共同富裕の実現のために、国内と国際のダブル循環、イノベーション、産業近代化、デジタル、グリーンといったキーワードに着目し、中国経済の質の高い、持続可能な発展に弾みをつけ、これから中国は社会主義現代化国家の全面的建設という新たな道を切り開き、富強・民主・文明・調和のとれた美しい社会主義現代化強国という第2の百年奮闘目標に向けて邁進して参ります。

14億の人口を持つ中国の国内市場は拡大し続けています。今年6月1日から18日まで、中国ネット通販2位の京東集団のセール期間中の累計注文額が約5兆9千億円に達し、前年同期比27.7%増加しました。1～5月に新たに設立された外資系企業は48.6%増え、実行ベース外資導入額は35.4%増の8兆2,670億円でした。新型コロナウイルス感染症がグローバル経済の低迷をもたらした大きな背景の中で、中国市場が国際資本の「避難港」や「集積地」になることができた根本的な原因は、中国の特色ある社会主義制度が感染症の厳しい試練をくぐり抜け、中国政府のガバナンス能力と経済社会の強靱性が十分に示されたことにあります。

中日国交正常化してから50年近く経ちました。この半世紀、両国政府の共同の努力の下、中日関係は長足の発展をとげ、経済的結びつきが日増しに緊密になっています。中日は互いに重要な隣国および協力パートナーです。中日関係の発展により平和、友好、協力の方向性が維持されれば、両国人民に大きな利益をもたらし、地域と世界の安定と繁栄を守るための重要な貢献となります。現在、中日関係は相次ぐ五輪開催・2022年の国交正常化50周年という節目を迎え、更なる発展のチャンスに恵まれています。双方は中日間の四つの政治文書を踏まえ、「互いに協力パートナーとなり、脅威とならない」の精神を堅持し、新時代の要請にかなった中日関係の構築に努めなければなりません。東海日中貿易センター及び会員企業の皆様におかれましては、引き続き中国との経済貿易協力を深め、中日関係の健全な発展に新たな活力を与えることを期待します。

目 次

百年奮闘、輝かしい成果	1
【金務報告】2021年度第一回理事会を開催	2
7月以降の行事案内	2
2020年の中国社会保险	3
2020年の中国平均賃金	5
【寄稿】判例考察の見地から中国法の解説 —中国における会社解散・清算法規定の沿革と実務—	9

滄州デスクNEWS	13
蕭山デスクNEWS	14
常州デスクNEWS	14
揚州デスクNEWS	15
常熟デスクNEWS	15
江門デスクNEWS	16
佛山デスクNEWS	16
中国短信	17
中国経済データ	19

2021年度第一回理事会を開催

6月3日(木)、名古屋商工会議所ビル会議室Dにて、当センターの2021年度第一回理事会を開催した。

緊急事態宣言発令中であったが、理事7名、監事2名と協議員より天野源之副協議員長が出席し、少人数での開催となった。



大野大介専務理事兼事務局長が司会進行を行い、本理事会は理事会運営規則第7条に規定する定足数を満たし、成立していることを報告した。小澤会長が議長を務め、大野専務理事が議案並びに報告事項について説明し、議案について異議なく承認された。

□第1号議案

2020年度事業報告及び計算書類等の承認

コロナ禍にあり、計画した事業の多くが影響を受け、収支にも大きな影響が及ぶこととなったが、審

議の結果、出席理事の全員一致にて、原案通り承認された。

□第2号議案

一部役員(理事)の改選案について

3名の理事(小澤 哲会長、藤森利雄副会長、臼井定広副会長)が退任するに伴い、後任となる理事候補者として、豊田通商(株)取締役会長の加留部淳氏、名港海運(株)代表取締役社長の高橋 広氏、(株)デンソー経営役員の横尾英博氏が、審議の結果、出席理事の全員一致にて、原案通り承認された。

□第3号議案

協議員の一部変更について

アイシン精機(株)エグゼクティブアドバイザーの矢木伸介氏の後任として(株)アイシン副社長執行役員の伊藤慎太郎氏、トヨタ自動車(株)前中国部長の前川智士氏の後任として、同社中国部長の井上大介氏、伊勢湾海運(株)取締役の後藤正三氏の後任として、同社代表取締役社長の高見昌伸氏が、審議の結果、出席理事の全員一致にて、原案通り承認された。

続いて、報告事項1. 代表理事・業務執行理事の職務執行状況について、説明が行われた。

7月以降の行事案内

後援行事

「日中ビジネスセミナー」

～正しい分析、正しい理解、正しい予測を可能にする方法とは?～

日 時：第1部 7月6日(火) 13:30～17:00

第2部 7月13日(火) 13:30～17:00

会 場：オンライン開催

講 師：三瀧正道 麗澤大学名誉教授

参 加：東海日中貿易センター会員無料

主 催：(株)グローヴァ

主催セミナー

「中国外貨管理の基礎」

日 時：7月8日(木) 15:00～16:30

会 場：オンライン開催

講 師：安藤 努 三菱UFJ銀行

トランザクションバンキング部

グローバル営業推進室 中部Gr 調査役

参 加：70名(先着順)会員無料

2020年の中国社会保险

はじめに

中国では企業・個人が納付する社会保険として以下の5種類の保険が存在する。

- ①「養老保険」(年金)
- ②「医療保険」(健康保険)
- ③「工傷保険」(労災保険)
- ④「失業保険」(雇用保険)
- ⑤「生育保険」(出産育児保険)

このほか厳密には社会保険ではないものの同様に扱われることが多い「住房公積金」(住宅積立金)もあり、中国では5種類の保険と1種類の積立金をひっくるめて「五险一金」と呼ばれている。なお、⑤「生育保険」(出産育児保険)は保険料の徴収においては②「医療保険」(健康保険)と統合が済んでおり、給付時のみ適用されるものとなっている。

中国においても社会保険の負担は企業にとって小さくない。社会保険を納付することで、地域差もあるが、人件費は概ね従業員に支払う額面給与の1.3～1.6倍程度かかる(中国で最も負担率が低いとされる広東省深圳市は1.267倍)。こうした事情もあり、社会保険の加入率は決して高くない。

社会保険、とりわけその代表格である「養老保険」(年金)からは中国の社会構造の一端を垣間見ることができる。このほど出揃った昨年の統計結果を基にその動向に迫りたい。

なお、中国の養老保険には企業就業者を対象とした①「都市従業員基本養老保険」(城鎮職工基本養老保険)と非就業者を対象とした②「都市・農村部住民基本養老保険」(城郷居民基本養老保険)の2種類がそれぞれ制度的に独立して存在するが、本稿では企業に関わる①のみを取り上げる。

昨年の加入率

まず2020年末時点での加入率を見てみたい。

2020年末時点の現役世代の加入者数とその率

単位：万人、率

	養老保険	医療保険	失業保険	工傷保険
加入者数	32,859	34,455	21,689	26,763
加入率1	43.8	45.9	28.9	35.7
加入率2	71.0	74.5	46.9	57.8

加入率1：就業者数7億5,064万人に対する加入率。農民工を含む。

加入率2：都市就業者数4億6,271万人に対する加入率。

出典：2020年人力資源社会保障事業発展統計公報

2020年全国医療保障事業発展統計公報

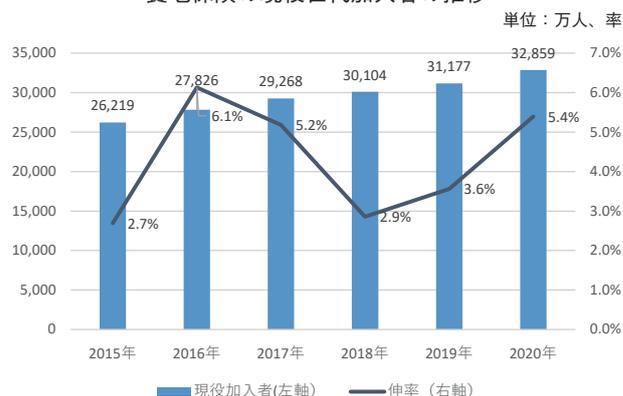
就業者数7億5,064万人に対し、現役世代の加入者は3億2,859万人と、その加入率は43.8%であった。

出稼ぎ労働者(農民工)が都市部の養老保険に加入できるようになったのは10年前の2010年からで、こうした制度整備の遅れを考慮し、母数を絞った都市部の就業者数(4億6,271万人)に限った加入率も計算すべきとも考えられる。その場合は71.0%であった。19年末時点のその率は70.5%であったので、0.5ポイント改善したものの、少なくとも3割近くの上昇者が加入していない点はほぼ変わらない。

加入者の推移

20年に現役世代の加入者は前年より1,681万人増えた。率にして5.1%増である。伸び率は18年と19年を大きく上回った。

養老保険の現役世代加入者の推移



中国では加入率改善のため、社会保険料の徴収を社会保険当局から税務局に変更し、税金と一括で徴収する取り組みが各地で始まっている。現役世代の加入者の大幅な増加はその効果と言えそうだ。

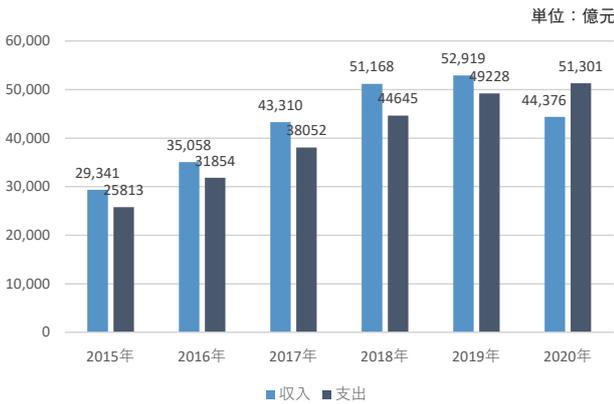
収支

中国の養老保険は2014年以降、年金の支出が保険料収入を上回る状況、即ち保険料収入だけでは基金を維持できない状況が続いており、国庫負担による収入を加算することで基金を支える構造が続いている。2018年以降は国庫負担の額が開示されなくなり、本稿で取り上げる「養老保険の収入」とは「保険料収入+国庫負担分」を指すことに注意が必要である。

20年は「養老保険の収入」が4兆4,376億元で、一方の支出が5兆1,301億元であった。収支では近年まれ

にみる赤字であった。

養老保険の収支の推移



20年の「養老保険の収入」は前年比16.1%減で、国庫負担が含まれているにも関わらず、大幅に減少していることから、保険料収入の減収幅は更に大きいものと推察される。

保険料収入の大幅な減少の要因については、コロナ禍による雇用情勢の悪化(失業者の増加、賃金カット)ももちろん考えられるが、もう一つの要因として中国政府が雇用対策のために保険料の納付の先延ばしを認めたことも大きいものと思われる。

高齢化の影響

年金(養老金)受給者数は1億2,762万人であった。前年より452万人、率にして3.5%増えた。現役世代の伸び率(5.1%増)が受給者のそれを上回ったため、昨年に限れば扶養比率が若干改善されたが、構造的な問題は横たわる。年金支給開始年齢の引き上げなど、抜本的な対策が求められてことに変わりはない。

年金扶養比率の推移の推移

単位: 万人、人

年	現役加入者X (被保険者数)	定年退職者Y (被扶養者)	扶養比率 X/Y
2015年	26,219	9,142	2.87
2016年	27,826	10,103	2.75
2017年	29,268	11,026	2.65
2018年	30,104	11,798	2.55
2019年	31,177	12,310	2.53
2020年	32,859	12,762	2.57

地域格差

中国では地域間の経済格差が大きいと言われるが、省別で見た養老保険の収入と支出の格差はその最たる例と思われる。

養老保険はほぼ省単位で基金が運営されているが、働き手となる現役世代の流出が止まらない東北部の省などでは単独での基金の運用が限界にきている。

こうした事態を受け、2018年に中央政府は「中央調剤」と呼ぶ基金を創設し、各省の養老保険の収入から一定額を上納させ、人口動態に応じ各省に交付することを決めた。この制度は将来的な基金の全国統合を見据えた動きの一環と位置付けられるものの、当面の役割は保険料収入に余力がある省から、基金運用に窮している省を救済することにあるとされる。

下表は中国財政部が公表した養老保険の中央調剤の執行結果で、突出している広東省や北京市などの黒字によって、黒龍江省や遼寧省などで生じた赤字が補填されている構図が見て取れる。

2020年養老保険「中央調剤」執行結果

単位: 億元

省名	上納	交付	差額
北京市	631.17	168.58	462.59
天津市	125.14	133.96	▲8.82
河北省	167.95	197.44	▲29.49
山西省	106.34	150.71	▲44.37
内蒙古自治区	81.93	167.71	▲85.78
遼寧省	189.53	745.11	▲555.58
吉林省	86.57	231.76	▲145.19
黒龍江省	95.36	580.92	▲485.56
上海市	504.43	373.90	130.53
江蘇省	738.94	586.51	152.43
浙江省	593.28	456.79	136.49
安徽省	184.79	189.06	▲4.27
福建省	253.95	85.45	168.50
江西省	152.61	192.33	▲39.72
山東省	510.12	439.41	70.71
河南省	250.33	260.83	▲10.50
湖北省	230.88	417.75	▲186.87
湖南省	161.48	187.11	▲25.63
広東省	1085.45	439.74	645.71
広西チワン族自治区	112.81	124.31	▲11.50
海南省	39.12	40.48	▲1.36
重慶市	198.84	217.23	▲18.39
四川省	342.92	393.49	▲50.57
貴州省	110.65	110.65	0.00
雲南省	114.22	114.22	0.00
チベット自治区	14.18	14.18	0.00
陝西省	125.78	135.89	▲10.11
甘粛省	62.44	85.24	▲22.80
青海省	18.54	26.71	▲8.17
寧夏回族自治区	32.43	37.11	▲4.68
新疆ウイグル自治区	57.37	65.47	▲8.10
新疆生産建設兵団	18.68	29.67	▲10.99
合計	7,398.23	7,399.72	▲1.49

おわりに

本稿では社会保険の一つ養老保険に焦点を当てて、中国社会の動向を断面的ではあるが追いかけてきたが、社会保険に未加入の、億単位に上るとされるギグワーカーが存在するなど、まだまだデータ化されていない未知の側面が大きい点は否めない。

文責: 業務グループ 中村雅憲



2020年の中国平均賃金

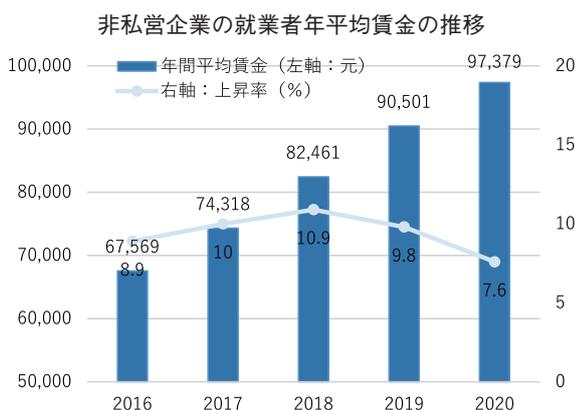
中国国家統計局は5月19日、2020年の平均賃金を発表した。計画経済の名残などもあって、国家統計局が近年発表している平均賃金は次の3つの定義でそれぞれまとめられ発表されているため、本稿ではそれぞれの平均賃金についてレポートする。

No.	平均賃金の名称 (中国語原文)	調査対象	サンプル数
①	私営企業を除く就業者年平均賃金 (非私営单位就业人员年平均工资)	国有企業、集団企業、元国有企業、外資系企業ほか	※20年は非公表。 19年217.2万社、1.72億人
②	私営企業就業者年平均賃金 (私営单位就业人员年平均工资)	私営企業	※20年は非公表。 19年76.4万社
③	職種別平均賃金 (不同岗位平均工资)	企業の登記区分を問わない全企業	113.9万社

①私営企業を除く平均賃金

私営企業を除いた年平均賃金は、前年比7.6%増の97,379元と、上昇率は前年を2.2ポイント下回った。物価上昇率を考慮した実質上昇率は5.2%。

国家統計局は統計を始めた1984年以降、上昇率が最も低かったと説明しており、コロナ禍という一過性の要因もあるが、賃金上昇率が鈍化する傾向が年々高まっていることは事実のようだ。



地域別

地域別では、東部地区が前年比8.0%増の112,372元と全国平均を上回ったものの、近年続いていた2桁の上昇率は1桁にとどまった。東北地区は上昇率が最も高かった一方、金額は依然として全国で最も

低い。地域間の最大格差は1.45倍と、前年と同水準だった。

地域別 非私営企業の就業者年平均賃金

単位: 元、%

地区	2019年	2020年	上昇率
全国	90,501	97,379	7.6
東部	104,069	112,372	8.0
中部	73,457	78,193	6.4
西部	81,954	88,000	7.4
東北	71,721	77,631	8.2

※地域区分

東部: 北京、天津、河北、上海、江蘇、浙江、福建、山東、広東、海南

中部: 山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南

西部: 内モンゴル、広西、重慶、四川、貴州、雲南、西藏、陝西、甘肅、青海、

寧夏、新疆

東北: 遼寧、吉林、黒龍江

業種別

業種別での首位は「情報通信・ソフトウェア・ITサービス業(以下「IT」)」の17万7,544元で、次いで「科学研究・技術サービス業」の13万9,851元、「金融業」の13万3,390元となった。ITの平均賃金は、全業種平均の1.82倍だった。ITは2016年に金融業を抑え首位になって以降、首位をひた走っている。

業種別 非私営企業の就業者年平均賃金

単位: 元、%

業種	2019年	2020年	上昇率
全業種平均	90,501	97,379	7.6
農林水産業	39,340	48,540	23.4
鉱業	91,068	96,674	6.2
製造業	78,147	82,783	5.9
電気・熱・ガス・水生産供給業	107,733	116,728	8.3
建築業	65,580	69,986	6.7
卸売・小売業	89,047	96,521	8.4
輸送・倉庫・郵政業	97,050	100,642	3.7
宿泊・飲食業	50,346	48,833	▲3.0
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	161,352	177,544	10.0
金融業	131,405	133,390	1.5
不動産業	80,157	83,807	4.6
リース・ビジネスサービス業	88,190	92,924	5.4
科学研究・技術サービス業	133,459	139,851	4.8
水利・環境・公共施設管理業	61,158	63,914	4.5
家事・修理その他サービス業	60,232	60,722	0.8
教育	97,681	106,474	9.0
衛生・ソーシャルワーク	108,903	115,449	6.0
文化・スポーツ・娯楽業	107,708	112,081	4.1
公共管理・社会保障・社会組織	94,369	104,487	10.0

上昇率については、コロナの影響を受けた「宿泊・飲食業」で唯一のマイナス(前年比3%減)となったことを除いて、全ての業種で賃金が上昇した。中でも農林水産業の23.4%増、ITの10%増が際立つ。農林水産業の賃金増は国有農場の改革の結果とされる。

登記区分別

企業の登記区分別では、外商投資企業(外資)が112,089円と最も高く、全体平均の1.15倍であった。

一方、外資の賃金上昇率は5.1%と、全体より2.5ポイント低く、国有企業等との格差は縮小傾向にある。

登記区分別 非営利企業の就業者年平均賃金

単位：元、%

登記区分	2019年	2020年	上昇率
全体	90,501	97,379	7.6
国有企業	98,899	108,132	9.3
集団企業	62,612	68,590	9.5
有限責任公司	79,515	84,439	6.2
股份有限公司	103,087	108,583	5.3
香港・マカオ・台湾投資企業	91,304	100,155	9.7
外商投資企業	106,604	112,089	5.1
その他内資	72,494	74,399	2.6

② 非営利企業の平均賃金

非営利企業の年平均賃金は、前年比7.7%増の57,727円と、上昇率は前年より0.4ポイント縮小した。

国家統計局は、非営利企業の賃金統計が始まった2009年以降で上昇率が最低だったと説明している。非営利企業ではコロナ禍の影響が国有企業等よりも大きかったことを裏付けた。

もともと非営利企業には中小企業の割合が高く、賃金水準が相対的に低い。よってコロナ禍で非営利企業と国有企業などとの賃金格差が一層拡大する結果となった。

非営利企業の就業者年平均賃金の推移



地域別

地域別では、東部地区が前年比6.9%増の63,601円と全国平均を上回ったものの、上昇率は地域別で最も低かった。

一方、中部地区が11.2%、東北地区が10.2%、西部地区は8.0%と上昇し、東部地区との賃金格差は縮小傾向にあるものの、依然最大で1.45倍あり、地域間の経済格差を如実に示す結果とも言える。

地域別 非営利企業の就業者年平均賃金

単位：元、%

地区	2019年	2020年	上昇率
合計	53,604	57,727	7.7
東部	59,471	63,601	6.9
中部	43,927	48,861	11.2
西部	46,777	50,510	8.0
東北	39,861	43,928	10.2

業種別

業種別では首位がITの10万1,281円で、金融業の8万2,930円、科学研究・技術サービス業の7万2,233円と続いた。ITの平均賃金は、全業種平均の1.75倍で、上昇率でもITが18.7%と最も高かった。

一方、教育4.6%減、水利・環境・公共施設管理業2.6%減、宿泊・飲食0.4%減と、コロナ禍の影響が大きいこれら3業種では賃金が前年を下回った。

中国でも業種間で業績の浮き沈み、いわゆる「K字型の景気回復」が進んでいることが示された。

業種別 非営利企業の就業者年平均賃金

単位：元、%

業種	2019年	2020年	上昇率
全業種平均	53,604	57,727	7.7
農林水産業	37,760	38,956	3.2
鉱業	49,675	54,563	9.8
製造業	52,858	57,910	9.6
電気・熱・ガス・水生産供給業	49,633	54,268	9.3
建築業	54,167	57,309	5.8
卸売・小売業	48,722	53,018	8.8
輸送・倉庫・郵政業	54,006	57,313	6.1
宿泊・飲食業	42,424	42,258	▲0.4
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	85,301	101,281	18.7
金融業	76,107	82,930	9.0
不動産業	54,416	55,759	2.5
リース・ビジネスサービス業	57,248	58,155	1.6
科学研究・技術サービス業	67,642	72,233	6.8
水利・環境・公共施設管理業	44,444	43,287	▲2.6
家事・修理その他サービス業	43,926	44,536	1.4
教育	50,761	48,443	▲4.6
衛生・ソーシャルワーク	57,140	60,689	6.2
文化・スポーツ・娯楽業	49,289	51,300	4.1

※▲はマイナスを示す。

③職種別平均賃金

日本でも「ジョブ型雇用」が近年、盛んに話題に上るようになってきているが、中国では日本よりも早くから「ジョブ型雇用」「同一労働同一賃金」が定着している。競争社会とも言える中国では、職種間の賃金格差も大きく、職種別の平均賃金を知ることの重要性は高いが、最初に発表されたのは2013年分で、統計が始まってまだ10年も経っていない。

職種別平均賃金の調査対象は、売上が一定規模以上の企業である。工業・卸売業では年商2千万元(約3億4千万円)以上、小売業その他では年商5万元(85万円)以上である。

2020年職種別平均賃金

単位：元/年

就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
79,854	164,979	112,576	75,167	61,938	62,610

19年比の上昇率

単位：%

就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
6.1	5.2	6.4	6.0	3.2	5.1

職種間の賃金格差(最も低い職種を1とする)

単位：倍

就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0

調査対象として企業の登記区分、即ち私営企業であるか否かは問われず、それを裏付けるように、20年の職種別平均賃金は79,854元(前年比6.1%増)と、非私営企業の97,379元、私営企業の57,727元のほぼ中間の水準にある。

職種別平均賃金における職種は、①中間以上の管理職、②専門職、③事務・関連職、④生産・輸送・設備の係員・関連職、⑤商業・サービス業の係員、の5つに分類されている。

「①中間以上の管理職」とは、董事会(取締役会)で任命されるような役職者を指す。日本語の「経営陣」「経営層」に相当するものと解され、「中間管理職以上」を指す訳ではないので注意が必要である。④は製造業などの現業職、④はサービス業の現業職と理解して差し支えない。

全国平均については、「中間以上の管理職」が164,979元と最も高く、次いで「専門職」112,576元、「事務・関連職」75,167元、「生産・輸送・設備の係員・関連職」62,610元、「商業・サービス業の係員」61,938元という順だった。

賃金上昇率を見ると、「専門職」が6.4%と最も高く、「事務・関連職」6.0%増、「中間以上の管理職」5.2%増、「生産・輸送・設備の係員・関連職」5.1%増、「商業・サービス業の係員」3.2%増という順で、コロナ禍で第三次産業の現業職への影響が最も大きかったことを示した。

職種間の賃金格差については、最も高い「中間以上の管理職」と最も低い「商業・サービス業の係員」の格差は2.66倍と前年より0.03ポイント拡大した。

地域別

職種別平均賃金を地域別で比較すると、東部地区の平均賃金が全ての職種において最も高かった。一方、中部地区の賃金が全ての職種において最も低かった。

賃金上昇率については、「専門職」が概ね高く、「商業・サービス業の係員」がどの地域でも低いという特徴がみられた。東北地区においては「商業・サービス業の係員」の賃金が前半を下回っており、同地の雇用情勢の悪化が懸念される。

2020年地域別職種別平均賃金

単位：元/年

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	79,854	164,979	112,576	75,167	61,938	62,610
東部	88,284	191,577	129,052	84,787	67,652	65,241
中部	64,210	117,426	81,705	58,276	50,873	56,302
西部	72,086	137,805	94,913	64,525	55,665	62,250
東北	70,272	134,181	83,374	68,387	54,769	61,305

19年比の上昇率

単位：%

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	6.1	5.2	6.4	6.0	3.2	5.1
東部	6.3	4.9	6.6	6.1	2.9	4.8
中部	5.8	5.3	5.9	5.4	3.0	5.5
西部	5.9	4.8	5.2	5.8	3.8	6.1
東北	3.8	6.6	4.3	4.6	▲2.9	3.9

同一地域における職種間の賃金格差(最も低い職種を1とする)

単位：%

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	1.3	2.7	1.8	1.2	1.0	1.0
東部	1.4	2.9	2.0	1.3	1.0	1.0
中部	1.3	2.3	1.6	1.1	1.0	1.1
西部	1.3	2.5	1.7	1.2	1.0	1.1
東北	1.3	2.4	1.5	1.2	1.0	1.1

同一職種における地域間の賃金格差(最も低い地域を1とする)

単位：倍

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	1.2	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1
東部	1.4	1.6	1.6	1.5	1.3	1.2
中部	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
西部	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1
東北	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1

「同一地域における職種間の賃金格差」に目を向け

ると、職種別で賃金が最も低い「商業・サービス業の係員」を1とした場合、賃金格差は最大2.9倍あった(東部地区の「中間以上の管理職」との格差)。

「同一職種における地域間の賃金格差」にも目を向きたい。最も低い地域「中部地区」を1とすると、最も低い地域「東部地区」との格差は最大で1.6倍あり、東部地区の「中間以上の管理職」の賃金が突出して高いことが浮かび上がる。中国では北京市、上海市、広州市、深圳市を4大都市「北上広深」と呼ぶが、いずれも沿海部の東部地区に位置し、大手企業の本社機能が集中しているが、同地の賃金が突出していることにつながっていることが容易に推察できる。

日系企業が中国でローカル幹部や専門職を求めるとなると、往々にして東部地区に拠点を置くことになる理由もそこにあると思われる。

業種別

業種別では、「情報通信・ソフトウェア・ITサービス業(IT)」が5つの職種区分のうち、4つで最も高かった。とりわけITの「中間以上の管理職」の賃金は338,908元と突出して高い。

2020年地域別職種別平均賃金

単位：元/年

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	79,854	164,979	112,576	75,167	61,938	62,610
鉱業	90,899	173,536	114,475	98,177	61,109	82,210
製造業	74,641	152,996	106,681	78,229	76,036	61,324
電力・熱・ガス・水生産・供給業	120,273	205,675	138,741	96,860	91,310	109,193
建設業	64,243	115,687	76,892	55,152	52,647	57,805
卸売・小売業	84,254	166,785	106,225	76,383	60,677	57,769
輸送・倉庫・郵政業	94,192	181,105	136,132	80,841	87,085	79,684
宿泊・飲食業	46,825	93,164	55,828	46,096	39,786	39,623
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	175,258	338,908	199,228	123,557	121,406	81,416
不動産業	80,523	172,417	101,993	71,569	51,431	53,690
リース・ビジネスサービス業	80,352	252,730	131,166	78,999	53,280	59,554
科学研究・技術サービス業	141,864	272,189	145,663	93,488	80,024	82,126
水利・環境・公共施設管理業	51,053	147,273	97,779	64,891	34,914	56,385
家事・修理その他サービス業	51,827	111,166	73,043	62,520	42,747	50,441
教育	90,487	172,895	91,668	80,185	75,358	56,841
衛生・ソーシャルワーク	88,203	153,451	89,521	65,294	56,529	61,770
文化・スポーツ・娯楽業	107,174	192,916	157,694	86,565	54,519	54,120

19年比の上昇率

単位：%

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	5.8	4.9	6.0	5.6	3.1	4.8
鉱業	6.0	5.5	5.6	4.2	5.8	6.0
製造業	5.6	5.0	5.2	5.2	7.6	4.8
電力・熱・ガス・水生産・供給業	7.9	4.4	7.8	12.1	4.8	7.9
建設業	5.3	4.2	5.7	5.1	4.5	4.0
卸売・小売業	5.3	3.6	4.7	4.0	5.9	1.4
輸送・倉庫・郵政業	2.1	5.2	0.5	2.0	0.9	4.6
宿泊・飲食業	▲2.5	▲3.5	▲4.1	▲0.9	▲3.4	▲4.3
情報通信・ソフトウェア・ITサービス業	8.6	6.8	6.2	7.6	14.1	7.4
不動産業	4.5	5.4	5.1	5.7	3.3	▲0.6
リース・ビジネスサービス業	0.6	0.7	2.7	4.7	▲2.5	2.1
科学研究・技術サービス業	4.5	4.2	2.4	2.9	5.7	8.8
水利・環境・公共施設管理業	▲1.6	5.5	2.7	2.7	▲2.6	6.4
家事・修理その他サービス業	▲0.4	1.6	0.9	0.6	▲0.6	0.0
教育	5.8	7.0	2.8	8.2	8.1	▲2.9
衛生・ソーシャルワーク	2.0	2.6	1.8	4.8	1.3	7.8
文化・スポーツ・娯楽業	1.3	2.3	▲4.9	▲0.3	0.0	2.2

賃金上昇率では、業種間で明暗が分かれた。

なお、前述の「私営企業を除く就業者年平均賃金」においては、「金融業」という区分が存在するが、「職種別平均賃金」においては、その区分がない。

登記区分別

登記区分別では、外商投資企業が5つの職種のうち4つで最も高い賃金であった。「専門職」では香港・マカオ・台湾投資企業が外商投資企業を上回った。

2020年地域別職種別平均賃金

単位：元/年

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	79,854	164,979	112,576	75,167	61,938	62,610
国有企業	97,739	195,147	125,796	87,319	72,818	81,424
集団企業	54,061	104,404	63,604	52,311	46,303	48,220
有限責任公司	84,780	178,070	118,483	75,699	65,224	67,097
株式有限公司	97,324	220,942	130,603	90,237	75,683	74,064
私営企業	63,309	114,189	82,179	59,666	48,275	54,674
香港・マカオ・台湾投資企業	98,765	253,516	174,155	108,406	82,467	63,963
外商投資企業	112,290	329,642	171,742	122,663	85,165	73,293
その他内資	73,459	130,831	84,270	64,751	55,059	54,167

19年比の上昇率

単位：%

地区	就業者 (全平均)	中間以上の 管理職	専門職	事務・ 関連職	商業・サービス 業の係員	生産・輸送・設備 の係員・関連職
合計	6.1	5.2	6.4	6.0	3.2	5.1
国有企業	6.7	8.9	6.5	7.7	▲1.0	4.4
集団企業	6.0	8.1	6.6	9.1	2.2	4.1
有限責任公司	6.0	5.3	5.6	5.6	4.2	5.4
株式有限公司	6.9	7.0	6.9	5.0	5.1	6.0
私営企業	4.6	3.9	5.0	5.3	▲0.1	4.2
香港・マカオ・台湾投資企業	9.5	7.7	9.5	8.7	13.0	4.9
外商投資企業	5.8	4.1	4.0	5.1	5.6	4.4
その他内資	▲2.6	▲1.6	0.7	5.0	9.1	23.2

最後に

中国国家統計局は、平均賃金の発表に合わせた記者会見で、この平均賃金はあくまで税引前の賃金であり、個人所得税、社会保険料、住宅積立金の個人負担分も含めた賃金(わいゆる額面給与)であると説明した。毎年、平均賃金が発表される度に「そんなにももらっていない」といった手取り給与を前提に考えがちな国民を意識した発言と言える。

また「平均賃金は法人からの調査結果であり、個人事業主やフリーターの収入は含まれていない」との説明もあり、ネット通販での宅配やフードデリバリーの配達スタッフなど、ギグワーカーが億単位で存在することを意識した発言もあった。

平均賃金は実態よりも高くなる傾向があり、本来であれば大多数の実態を示した中央値も発表されることが好ましく、いつか改善されることを期待したい。

文責：業務グループ 中村雅憲 佐合亨

判例考察の見地から中国法の解説

—中国における会社解散・清算法規定の沿革と実務—

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智、高華鑫

外国投資会社の中国市場における進出に伴い、中国と外国投資関連法律政策は何度か更新された。傾向としては、中国の内資会社、外資会社管理は同基準、一体化の傾向にある。しかし近年経済周期の変動及び経済環境の変化により、多くの外国投資会社はコスト削減、組織調整等の対応措置を採っており、そのうち一部分は会社解散清算または終了が必要な場合もある。どのように正確に清算手続きを開始するか、清算財産を如何にスムーズに分配し、清算主体を確定し、清算の係争を解決及び清算の判決を執行するか等問題について、外国投資者が注視する問題となっている。

前述の会社法シリーズの寄稿において、筆者らは外国投資会社清算の類型と実務の流れについて紹介し、清算過程における土地、税務関連の法律問題について検討した。

本号では、筆者らは外国投資会社解散清算に関する法律法規と政策変化の角度から、実務運営における主な変動点を整理し、検討する。

1. 外国投資会社解散清算の法的根拠の変化

総合すると、30年来、中国の外国投資会社解散清算の法律制度は「特別規定」から「一般規定」へ変動していった。大まかには以下の通りになる。

年代順	外国投資会社解散清算の法的根拠
1996-2008	「外国投資会社清算弁法」
2008-2016	「会社法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資(100%独資)企業法」
2016-2020	「会社法」、「中外合弁経営企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資(100%独資)企業法」、「外国投資企業設立及び変更届け出管理暫行弁法」
2020-	「外国投資法」、「会社法」、「外国投資情報報告弁法」

2008年以前、外国投資会社の解散清算は1996年7

月9日から実施された「外国投資会社清算弁法」の関連規定に基づき処理されてきたが、当該弁法は2008年初めに廃止された。

「外国投資会社清算弁法」の廃止後、中国商務部(省)は2008年5月、10月に「商務部弁公庁の外国投資会社解散清算業務実施のための指導意見」(以下、「指導意見」という)と「国家工商行政管理総局、商務部の外国投資会社解散抹消登記管理についての問題に関する通知」を採択した。上述規定に基づく、外国投資会社が解散、清算、抹消手続きを行う場合「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国会社登記管理条例」等関連規定を適用される。中外合弁会社は更に「中外合弁経営会社法实施条例」第90条、第95条が適用され、中外合作会社は更に「中外合作経営会社法実施細則」第48条が適され、外国独資会社は「外資会社法実施細則」第72条、第73条の外国投資会社解散清算の関連規定が適用される。

2016年、全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国外資会社法」、「中華人民共和國中外合弁経営会社法」、「中華人民共和國中外合作経営会社法」、「中華人民共和國台湾同胞投資保護法」に対して修正を行い、国家規定の特別管理措置を実施しない外国投資会社の設立及び変更の行政承認事項を届け出管理適用に変更した。同時に「外国投資会社設立及び変更届け出管理暫行弁法」(商務部令2016年第3号、2016年10月8日公布施行、2018年修訂、以下「管理弁法」という)を採択した。

2020年1月1日から正式に実施された「中華人民共和國外国投資法」(2019年3月15日公布、2020年1月1日から実施、以下「外国投資法」という)により上述「中華人民共和國中外合弁経営会社法」、「中華人民共和國中外合作経営会社法」、「中華人民共和国外資会社法」及び関連条例、実施細則は廃止され、「管理弁法」は「外国投資情報報告弁法」(中華人民共和國商務部、

国家市場監督管理総局令2019年第2号、2019年12月30日発布、2020年1月1日から実施)に変更された。しかし外国投資会社の解散清算の具体的な項目について「外国投資法」では詳細に規定されていないため、「会社法」の一般規定を参照し執行される。

しかし「会社法」における会社解散清算の規定は簡単に抽象的なものであり、清算過程における具体的な手続き及び要求について詳細に規定していないため、外国投資会社の清算については、多くは実務経験及び所轄行政官庁の要請に基づき進められる。

2. 外国投資会社の解散実務手続きについての解説

2016年以前、「管理弁法」が実施される前は、「中外合弁経営会社実施条例」第90条及び「会社法」第180条、第182条に基づき、外国投資会社の事前解散方式については主に以下の通り分けられる。

(1) 所轄官庁の許認可が不要な解散

合弁会社定款規定の経営期間満了後、または合弁会社が法に基づき営業許可証を抹消したり、閉鎖命令または許認可が取り消された場合、所轄官庁の許認可は必要ではなく、合弁会社は解散し、清算手続きを開始する。また、一部株主が「会社法」第182条規定に基づき会社の解散を要求し、裁判所が合弁会社解散の裁定を行った場合も、所轄官庁の許認可は必要ない。

(2) 合弁会社の最高意思決定機関が所轄官庁へ解散申請を送付した場合

会社に重大な欠損が生じ、経営を継続できない場合が含まれる。また自然災害、戦争等不可抗力により重大な損失が生じ、経営を継続できない場合も含まれ、合弁会社はその経営目的を達成できず、発展の前途が見込めない場合、及び合弁会社契約、定款が規定する他の解散原因が既に発生した場合等が含まれる。

(3) 合弁の当事者一方が所轄官庁へ解散の申請を送付した場合。

合弁の当事者一方が合弁会社契約、定款規定の義務を履行せず、会社が継続して経営することが難しい場合、合弁の当事者一方が所轄官庁へ事前解散申請書を送付し、管轄権を有する人民裁判所または仲裁機関の発効判決や裁決書を提出し、それら判決または裁決においては当該規定が存在するという明確な判断が記載されていなければならない。

2016年「管理弁法」が公布された後、国家が規定する新規の進出に特別管理措置を必要としないとされる外資投資会社は、設立及び変更手続きにおいて重大な変化が生じた。中国商務部が毎年公布している「市場参入ネガティブリスト」は2016年10月1日から、国家規定の参入に特別管理措置を必要としない外国投資会社の設立と変更事項は行政許認可が不要となり、所轄官庁へ届け出を行うだけでよいとされた。

2020年「中華人民共和国外国投資法」が実施された後、「外国投資情報報告弁法」も同時に正式に施行され、「管理弁法」は廃止された。「外国投資法实施条例」及び「外国投資情報報告弁法」の規定に基づく、外国投資者、外国投資会社は随時投資情報を報告し、現有の外国投資会社審査、届け出と連合年報制度は外国投資情報報告制度に置き換えられた。

3. 外国投資会社の清算実務手続きに関する解説

在中外国投資会社の清算手続きは比較的複雑で、各省市において関連所轄官庁の要求と順序も異なるものとなる可能性がある。

順序	(1) 自主清算	(2) 強制清算	(3) 破産清算
①	/	/	破産申請
②	自主的に清算委員会を設立	裁判所が清算委員会を指定し設立	裁判所が破産管理人を指定、第1回債権者会議を開催
③	清算委員会の届け出		破産宣告と破産公告
④	具体的な清算業務の実施		破産財産清算
⑤	税務登記抹消		破産財産の分配案提出
⑥	清算報告書の作成と届け出		破産終結宣言
⑦	会社登記抹消		破産会社登記抹消
⑧	剰余財産の返還		/
⑨	開設銀行の抹消等		開設銀行の抹消等

(1) 自主清算(通常清算)の主なプロセス及び手続きについて

上記表に基づく、まずは、②の清算委員会を設置及び届出を行う。「会社法」第183条の規定では、会社は解散事由が発生した日から15日以内に、清算委員会を立ち上げ、清算を開始しなければならないとされている。有限責任会社の清算委員会は株主により構成され、株式有限会社の清算委員会は董事または株主大会で指定された人員が構成する。

同時に、「会社登記管理条例」(2016年2月6日修訂施行)第41条の規定では、会社解散の際、③の通り、清算委員会は成立した日から10日以内に清算委員会メンバー、清算委員会責任者の名簿を会社登記機関

へ届け出なければならないとされている。

清算委員会設立後、④の具体的な清算業務を実施する。清算委員会メンバーが清算委員会会議を行い、資産の整理、貸借対照表等財務書類を作成し、清算方案を作成する。清算方案は株主会または株主大会の許可を取得後、清算委員会が実施する。

「会社法」第185条の規定では、清算委員会は成立した日から10日以内に債権者へ通知し、60日以内に新聞に公告を掲載しなければならないとされている。債権者は通知書を受け取った日から30日以内に、通知書を受け取っていない場合は公告の日から45日以内に、清算委員会へ債権を申告しなければならない。

清算委員会は責任を持って各清算活動を行い、債権債務整理、会社の未完了業務の処理や清算、会社の未払い分の税金納税及び清算過程に発生する税金支払い、従業員の処遇決定及び経済補償金等の支払い等が含まれる。会社の資産回収及び処理完了後、会計事務所へ財務監査を依頼し、監査報告書を発行してもらう。

その中で、税務所轄官庁の要求に基づき、会社は現地税務所轄官庁において⑤の税務登記抹消申請を行う。この過程において、税務所轄部門は会社の未払い税金は存在するか、申告漏れ等ないかについて審査を行う。未払いまたは遅延が発覚した場合、会社へ追徴課税する場合や遅延利息金等の処罰を行う可能性もある。このため、税務抹消手続きは審査にかかる時間が比較的長いものとなっている。

清算業務完了後、⑥の通り清算委員会は清算報告書を作成し、会社の最高意思決定機関の許認可を得る。清算報告書には会社資産処理状況、債権債務処理状況、従業員の処遇配置状況等具体的な内容を含む。

外国投資会社が上記清算業務完了し、清算報告書を決議後、⑦・⑧・⑨の関連税務登記官庁、工商登記官庁、税関等官庁にて会社登記抹消申請を行う。最後に、銀行、社会保険等関連機関にて口座や登記の抹消を行う。

(2) 強制清算(特別清算)の適用について

「最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する若干問題についての規定(二)(2008年5月19日から施行、以下「会社法司法解釈二」という)」第7条の規定では、会社が以下のような状況となった場合、債権者または株主は裁判所へ強制清算を申請で

きるとされている。

- i. 会社が期限内に清算委員会を設置し清算を行っていない場合
- ii. 清算委員会を設置したが故意に清算を引き延ばしている場合
- iii. 違法清算により債権者または株主の利益を嚴重に損ねる可能性がある場合

つまり、外国投資会社が自主清算する場合、特殊な状況により清算が進まないまたは問題が生じた場合、債権者または株主は裁判所へ強制清算を申請することができる。

債権者または株主は裁判所へ強制清算の申請を提出後、裁判所は事実関係の審査を行い、強制清算の法定適用状況であるかを確認する。当てはまる場合、裁判所は当該清算案件を受理し、関係者を指定し清算委員会を設置後、自主清算(通常清算)を行う。

(3) 破産清算の主な手続きについて

外国投資会社の債務超過で清算ができないまたは明らかに返済能力に不足が存在している場合、裁判所へ破産宣告を申請することができる。

「中華人民共和国会社破産法」(主席令第54号、2006年8月27日発布、2007年6月1日施行、以下「会社破産法」という)の施行以来、外国投資会社の破産に関する法的手続きは基本的には国内会社と同じであり、「会社破産法」とその司法解釈が適用される。

第一歩は、①の破産申請を行うことである。破産申請について、「会社破産法」第2条及び第7条の規定によると、会社の破産に関して裁判所に申請する権利を有する者は、会社自身もしくは会社の債権者という2主体である。

裁判所は申請者が破産申請時に提出した書類に基づいて、破産申請を受理するか検討し、その当否を決定する。裁判所が破産申請を受理しない事を決定した場合、申請者は裁判所に対して決定の送達日から10日以内に一級上の裁判所に上告する事が出来る。

裁判所が破産申請を受理することを決定した場合、上記表に基づく、裁判所は②の通り破産管理人を指名する。破産管理人は所轄官庁や役所、または法律事務所、会計事務所、破産清算会社などの社会仲介業者で構成される。破産管理人は会社資産、印鑑及び帳簿、社内文章などの引き継ぎ、会社の債権債務の整理、債権者大会の招集、会社資産の処分

などを行う。

裁判所が会社を審査した結果、会社の資産が不足し、支払い能力が不足していると判断され破産条件を満たす場合、③の通り裁判所は破産の決定を行い会社の破産を宣言する事が出来る。破産の決定書は、決定した日から5日以内に会社及び管理人に送達され、債権者に対しては決定した日から10日以内に通知され、同時に公告が行われる。

④では裁判所が会社の破産を決定した後、破産管理人は会社の代わりに正式に破産清算手続きを行う。まずは破産財産売却計画書を債権者大会に提出し、審議を行う。そして、債権者大会または裁判所の決定によって可決された破産財産計画に従い破産財産は売却処分される。通常の場合は競売形式によって行われる。同時に、破産管理人が作成した破産財産分配計画を債権者大会に提出し、審議を行う。その後、⑤の通り当該分配計画が裁判所によって承認された後、破産管理人によって実施される。

破産した会社に分配する財産がなくなった場合、または分配が完了した場合、破産管理人は裁判所に⑥の破産手続きの終了を要求する事が出来る。裁判所は破産手続き終了を裁定し、公告する。同時に破産管理人は、破産手続きの終了が決定してから10日以内に、破産した会社は⑦・⑨等の原会社登記官庁にて登記抹消手続きを行わなければならない。

4. 清算実務手続きの重大な変化について

i. 会社の最高意思決定機関

会社の最高意思決定機関について、「外国投資法」施行前は、「外国投資の会社審査登記管理法律適用に関する若干問題についての執行意見について」(工商外企字[2006]第81号、2006年4月24日公布施行)の規定では、中外合弁、中外合作の有限公司における最高意思決定機関は董事会、外国(外資100%)間の合弁、外国独資の有限責任公司及び外国投資の株式有限公司における最高意思決定機関は株主または株主会である。

しかし「外国投資法」実施後は、「会社法」第36条と第98条の規定に基づく、外国投資会社の最高意思決定機関は株主会または株主総会と変更された。これについては、2020年1月1日から正式に施行された「外国投資法」第42条の規定では、外国投資会社は当該法律施行後5年以内であれば従来の組織形式を保

留することができる、即ち、今後外国投資会社に株主会または株主総会が設置されていない場合、現地所轄官庁規定の要求に基づき期限内に会社内部組織機関等について調整しなければならない。

ii. 清算委員会メンバー構成の変化について

清算委員会のメンバーについて、「外国投資法」施行前は、異なる外国投資会社毎に異なる法律規定が存在していた。例えば「中外合弁経営会社法实施条例」第92条の規定では、「清算委員会のメンバーは通常合弁会社の董事から選任する。董事が担当できないまたは清算委員会メンバーを担当するに適當ではない場合、合弁会社は中国の登録会計士、弁護士に依頼することができる。所轄官庁が必要と認定する場合、人員を派遣し監督することができる」、「外資企業法実施細則」第72条規定では「清算委員会は外資会社の法定代表人、債権者代表及び所轄官庁の代表により構成され、中国の登録会計士、弁護士等を選任し、参加させる」とされている。

「外国投資法」実施後は、「会社法」第183条の適用と変更された。有限責任会社の清算は株主により構成され、株式有限会社の清算委員会は董事または株主大会で指定された人員が構成する。しかし外国投資会社についてはまだ内部調整されておらず、それに対して詳細な規定がないため、今後政府関連所轄官庁から具体的な法規、規則が公表されることを期待する。

iii. 清算報告の審査

「会社法」第188条の規定では、「会社清算の終了後、清算委員会は清算報告書を作成し、株主会、株主総会または人民裁判所へ確認のため送付し、会社登記機関へ同時に送付し、会社登記抹消申請を行い、会社終了を公告する」とされている。

ただし、「指導意見」第4条では外国投資会社に対して特別規定を行ったことがある。「清算終了後、清算委員会は清算報告書を作成しなければならず、会社の最高意思決定機関による確認を経て、所轄官庁へ送付し、同時に所轄官庁へ批准證書の抹消申請を行う」とされており、そのため当時においては、外国投資会社が会社抹消登記を行う前に商務部所轄官庁の許認可が必要であった。

2020年1月1日から「外国投資法」が施行後、「指導意見」は廃止された。外国投資会社は「会社法」の一

般規定が適用されるようになり、清算も中国の内資会社と同様に、清算委員会は清算報告書を会社の最高意思決定機関による確認後、直接工商登記所轄官庁へ会社登記抹消申請を行うことが可能となった。

会社の解散後には必然的に清算手続きに入るが、実務において、株主が裁判所へ会社清算を申請をする際に同時に会社の解散請求を行うことも多い。但し解散と清算は法律上では2つの異なる手続きとなる。

最高人民法院の『中華人民共和国会社法』適用に関する問題についての規定(二)」(2008年5月19日から施行)において株主による会社の解散請求訴訟と会社清算案件を分けている。株主による会社解散請求訴訟は変更訴訟であり、会社清算案件は非訴訟案件

で、審査手続きが異なるため、合併審理を行うことはできない。

また、株主間における解散と清算事由に係争が存在している外国投資会社においては、解散清算の実際の手続きは更に複雑なものとなる。例えば、出資者間の合弁契約における国際仲裁条項は会社解散訴訟に対抗できるのか、外国投資会社が会社登録抹消後、外国側出資者による海外への送金に困難が生じた場合等が挙げられる。

次号において筆者らは近年における関連判例を紹介し、外国投資会社の解散清算における実際に生じた困難を解説し、中国の裁判所の審理の原則と思考について検討したい。

<執筆者プロフィール>

上海市華鑫法律事務所

弁護士 高秀智

華東政法大学法律学院(民商法)卒業後、慶應義塾大学大学院法学研究科博士前期課程を修め、2012年4月に上海市華鑫律師事務所に入所、対中取引、日系在華企業の企業法務を担当。



弁護士 高華鑫

上海市高级人民法院、上海市司法局での勤務を経て、1984年6月から日本的大江橋法律事務所に勤務、外国法事務弁護士として大阪弁護士会に登録、1998年5月に上海華鑫律師事務所を開設し、対中投資、取引、仲裁、裁判事件の最前線で活躍。2016年6月に(一社)東海日中貿易センター中国法律顧問に就任。



滄州デスクNEWS(河北省)

レポーター:滄州市対日招商中心 副主任 李平



滄州市の第1四半期GDP、16.6%増

滄州市の第1四半期のGDPは、前年同期比16.6%増の978億7,000万元となり、伸び幅は前年より1.5ポイント拡大した。産業別では、第一次産業が3.2%増、第二次産業が18.2%増、第三次産業が16.9%増となった。

第1四半期の工業付加価値額は前年同期比17.8%増と河北省の平均成長率を0.2ポイント上回った。業種別では全体の約9割が前年同期比でプラス成長となるなど、減税などの企業救済措置が下支えとなり、幸先の良いスタートとなった。

第1四半期のサービス付加価値額は、前年同期比16.9%増となった。うち、運輸・倉庫・郵便業は25.4%増、卸売・小売業は24.3%増、宿泊・飲食業は54.2%増、営利サービス業は12.5%増となった。黄驊港の貨物取扱量は、前年同期比17.5%増の7,857万6,000ト。宅配便取扱個数は同114.1%増の7,909万

4,000個と急増した。

投資説明会及びプロジェクト契約調印式を開催

5月16日、滄州市は重点産業投資説明会及びプロジェクト契約調印式を開催し、国内外から200社・機関が参加した。

プロジェクト契約調印式は会場及びオンライン方式で行われ、ハイテク技術、スマート製造、省エネ・環境保護、現代物流などの分野からなる総投資額340億元、計35プロジェクトの契約が締結された。





浙江省が新エネ車発展計画を発表

浙江省発展改革委員会はこのほど「第14次5ヵ年計画における浙江省新エネ車産業発展計画」を発表した。計画では、2025年まで新エネ車産業の規模拡大を継続させ、総合発展レベルで国内トップクラスを目指すとした。具体的な目標として、2025年までに新エネ車の生産台数を60万台に到達させ、一定規模以上の工業生産額を1,500億元台とした。ピュアEVの平均電費は12kwh / 100kmを下回る数値に設定する。5Gコネクテッドカーのモデル都市及びスマートカーの先行適用エリアの建設を目指す。燃料電池自動車(FCV)をバス、港湾、都市間物流などの分野において一定量の普及実現を目指すなど。

蕭山区 年内にEV充電スタンド400基設置へ

蕭山区は年内にEV充電スタンドを400基以上設置

するとした。現在は64基が設置・運用され374基が建設中となっている。

蕭山区では近年新エネ車数が急増し、EV充電スタンドのニーズが高まる中、2022年アジア競技大会の開催地である杭州市からの要請を受けたことでEV充電スタンドの増設となった。「杭州e充」アプリの使用で、EV充電スタンドの位置や空き状況が検索でき、走行距離の不安解消に繋がる。

浙江省の人口増加 国内2位

この度の第7回国勢調査で、2020年の総人口は14億1,178万人となり、前回調査の2010年比では31省中、25省が人口増加となった。人口が最も増えたのは広東省で、浙江省は第2位となり、3位以降は江蘇省、山東省、河南省が続いた。浙江省の人口が増えた要因として、活力に満ち溢れた経済や起業しやすい環境があることや、省内各地で大々的にビジネス人材を誘致したことなどが挙げられる。



在中国大使館領事部長一行が訪問

6月4～5日、在中国日本国大使館の岡田勝・領事部長らが常州高新区を訪れ、日系企業訪問及び常州日商クラブ主催の座談会に出席後、周斌・常州高新区党工作委员会書記(以下、書記)との会見を行った。

企業訪問では、世界最大の建機機械メーカーであるコマツの現地法人を訪れ、生産ラインの見学及び責任者との意見交換を行った。同社は中国国内では唯一全機種の生産を手掛けており、常州高新区で最大規模の敷地面積を誇る。他にも住友電工とTHKを訪問した。



続いて、常州日商クラブ主催の座談会に出席し、「常州は初めて訪れたが、ビジネス環境と生活環境が完備されているという印象を受けた」と述べた。現在、常州高新区に進出している日系企業総数は

160社余りで、投資総額は約30億ドルに上る。

会見では、周書記が常州高新区の地理的優位性と良質なビジネス環境について紹介し、今後は科学技術・イノベーションと人材育成を強化していくとし、常州高新区の今後の発展に注目してほしいと述べた。

岡田領事部長は、「今回の訪問で、貴区の投資環境、重要プロジェクト、リーディング産業技術などにおける優位性について理解することができた」と述べ、今回知り得た情報を北京や日本で発信していくと述べた。



岡田領事部長(左)、周斌書記(中央)



揚州開發区で2社が契約調印式

5月19日、江蘇尤佳手套有限公司と江蘇華鵬光伏科技有限公司が揚州開發区とプロジェクト契約調印式を行った。2社合わせて50億元規模の総投資額となる。江蘇尤佳は使い捨てPVC手袋やニトリルゴム手袋を生産しており、新プロジェクトでは医療用品を手がける。江蘇華鵬光伏は、5GW規模の高性能巨大太陽光パネルを揚州工場で生産する。



サンゴバンが揚州で操業開始

5月17日、建築材料の大手サンゴバン(本社・フラ

ンス)の揚州開發区・第一期プロジェクト開業式典が行われた。サンゴバングループは創業356年の歴史があり、グローバルトップ500企業にランクインする。現地では環境に優しい建築材料を生産・販売する。



揚州美德萊 注射針の生産20億本に拡大

注射針など医療用器材を生産する揚州美德萊医療用品有限公司は、6月に導入予定の自動生産ラインが稼働すれば、ワクチン用注射針の生産能力が年産20億本に達すると発表した。同社は今年に入り技術開発費で総額4,000万元余りを投入しており、同分野の産業をけん引している。



常熟高新区に新たに4社が進出

5月29日、中国腫瘍治療の「海吉亜医療HD」(ハイジア・ヘルスケア・ホールディングス・写真右)、不動産・建設の「百富科創中心」、リゾートホテルの「塔亜普拉(写真下)」、更に6月5日には、精密コーター(塗工機)メーカーの「太陽機電設備



製造」が常熟高新区とプロジェクト調印式を行った。

海吉亜医療HDは癌総合診療機関、百富科創中心は総投資額2億元

の現代科学技術・イノベーション産業園、塔亜普拉はスポーツ・ヘルスケアリゾートホテルを建設し、太陽機電設備製造は大型精密コーターや電子素材を生産する。

常熟は現在、バイオ医薬品、新エネ車などの新興

産業の誘致・育成に注力するとともに、高度医療機関、ホテル、学校などの建設も推し進め、都市レベルの向上に努めている。また科学技術・イノベーション分野を強力にバックアップすることで、イノベーション型企業の増加や高度人材の集積に繋がっている。常熟高新区は、今後も良質のサービスとビジネス環境を提供し、進出企業の健全且つ持続的な発展を全面にサポートする。

人材マネジメントセミナーを開催

6月3日、常熟高新区HR (Human Resourcesの略で、人事労務を指す)倶楽部は、一定規模以上の重点企業に対し、人材マネジメントをテーマにした研修セミナー及び人材マッチング会を開催し、常熟高新区から25社、人力資源サービス産業園から6社が参加した。

本会は職場のムード改善、適材適所の人材配置、募集工程の改善、作業環境や作業条件の改善など総合的な企業のレベルアップ、更には常熟高新区の質の高い発展に繋がるものと期待される。



江門市 香港サービス窓口を開設

6月3日、江門市・香港・マカオ青年イノベーションサービスセンターにて、「江門市人力資源社会保障香港サービス窓口」の開設における提携調印式が行われた。江門市と香港は地理的に近く、江門市出身の香港人が多いこともあり、江門市で起業する香港人の若年層が年々増加している。



今回の開設で、今後、香港人は江門市を含む広東省内であれば、社会保険などの行政手続きで従来の

ように本土に赴かずとも香港にしながら手続きが可能となり、コロナ禍で両エリアを往来するリスク回避に繋がる。

江門市人力資源社会保障局は先の2020年10月に「マカオサービス窓口」を開設しており、広東・香港・マカオグレーターベイエリアにおける3エリア間の連携強化に大きな役割を果たしている。

江門市で一斉PCR検査を実施

広東省内で新型コロナウイルス感染者が新たに確認されたことを受け、江門市は6月7～9日の3日間に亘り、蓬江区、高新区、新会区、鶴山市の3区1市の居住者280万人余りを対象に一斉PCR検査を実施し、結果は全て陰性だった。

尚、6月15日現在まで、広東省のコロナワクチン接種数は累計9,141万4,300回に上り、ワクチン接種者数が累計6,598万3,000人、2回目の接種完了者は全体の20.7%にあたる累計2,610万3,600人となった。



順徳区のご紹介

佛山市の市轄区である順徳区は広東・香港・マカオグレーターベイエリア(中国語:粵港澳大湾区)の中心エリアに位置し、製造業の拠点で知られている。家電及び機械設備における生産額はいずれも約3千億元に上り、中国総合力ランキング・トップ100区では9年連続で第1位となった。交通の利便性も良く、市街地から10分で高速鉄道の広州南駅、45分で広州白雲国際空港、1時間内で広東・香港・マカオグレーターベイエリアの主要都市へのアクセスが可能となっている。

順徳区の日系企業には、アイシン、豊田合成、東海理化、ジェイテクトなどの自動車部品メーカーやパナソニック、日清、安川電機、川崎重工業、村田、大塚製薬など50社余りが進出している。

川崎重工が順徳区に進出

川崎重工は4月22日、産業用ロボットメーカーの

佛山隆深機器人と合弁で、広東隆崎機器人有限公司を設立した。今年8月にも正式に稼働する見込みで、スカラ型(4軸水平多関節)ロボットや4軸プレスロボットなどの生産を手掛ける。



3月24日には、産業用ロボットメーカーの盈合機器人が投資総額100億元規模で同区進出を決めるなど、同区のロボット産業構築が加速している。

特に、インテリジェントロボット、インテリジェント設備などの産業分野には大きな市場余地とニーズがあり、同分野で先進技術を保有する日系企業の進出を歓迎する。

〈中国短信〉

◆メーデー期間中の国内旅行消費、コロナ前の約8割回復

中国文化観光部は5月6日、1～5日の労働節(メーデー)連休中、中国国内旅客数の合計が延べ2億3,000万人になったと発表した。2020年比で119.7%増、2019年比でも3.2%増となり、動員数ではコロナ前の状況に戻ったことを示した。

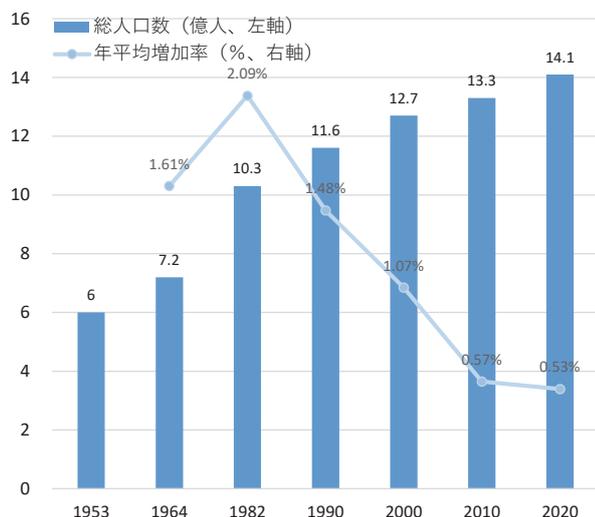
同期間中の国内旅行消費額(帰省を含む)は、前年同期比138.1%増の1,132億3,000万元となった。コロナ前の2019年比でも77%まで回復となった。

◆中国の人口14億1,178万人に

2020年に実施された第7回国勢調査(中国語：人口普查)の結果がこのほど発表された。

2020年11月1日時点の中国の総人口は14億1,178万人と、2010年の前回から10年間で5.38%増(7,206万人増)となった。2010～2020年の年平均増加率は0.53%増となり、2000～2010年の0.57%増から0.04ポイント低下したものの、人口増加を維持する結果となった。

＜中国の総人口数と年平均増加率の推移＞



◆4月製造業PMI、節目50超え継続

景気先行指数PMI(購買担当者指数)の4月分が政府(国家統計局)と民間(財新)で発表された。指数は「50」を分かれ目として景気の拡大・減退を示す。製造業PMIは統計局発表では前月より0.8ポイント下落の51.1、「財新」発表では前月より1.3ポイント増

の51.9と見解が異なったがいずれも景気拡大を示した。

統計局発表では、14ヵ月連続で50を上回り、コロナウイルス収束後の景気が引き続き回復傾向にあることを示した。要素別では、原材料コストが66.9、工場出荷価格が57.3と依然高止まりする一方、雇用では49.6と3月の50.1から再び50を下回った。

非製造業PMIは統計局が前月より1.4ポイント下落の54.9、「財新」が2.0ポイント上昇の56.3とこちらも見解が分かれた。

◆上海も隔離期間を延長

世界的な新型コロナウイルス変異株の流行拡大が続いていることを受け、上海市でも5月16日より海外からの入国者に対する新たな水際対策が講じられている。

上海市では従来、入国後に指定ホテルでの14日間の集中隔離、または上海市に自宅がある場合は7日間の集中隔離+7日間の自宅待機(自宅がない場合はホテル)と、総じて2週間の隔離であったが、5月16日以降は14日間の集中隔離と7日間の自宅隔離の計3週間の隔離が一律義務付けられた。

上海市は他の省に比べて、隔離期間が短かったが追従する結果となった。

中国疾病予防制御センター(CCCDC)は4月29日、インド型の二重変異株の感染者が中国国内の複数都市(詳細は未発表)でも確認されたと発表し警戒が強まっている。

＜主な省の入国後の隔離措置＞

上海市	14+7(14日間集中隔離、7日間自宅で健康モニタリング。PCR検査6回)
北京市	14+7+7(14日間集中隔離、7日間自宅隔離または集中隔離、7日間健康モニタリング)
天津市	14+7(14日間集中隔離、7日間自宅隔離)
江蘇省	14+14(14日間集中隔離、14日間自宅隔離)
浙江省	14+7+7(14日間集中隔離、7日間自宅で健康モニタリング、7日間日常健康モニタリング)
山東省	14(14日間集中隔離)
広東省	14+7(14日間集中隔離、7日間自宅隔離)
遼寧省	21+7(21日間集中隔離、7日間自宅隔離)

◆中国の出生数、上方修正へ

中国国家统计局は5月17日、国勢調査の結果を受け、同局が毎年発表してきた過去の総人口、出生数、都市化率などサンプリング調査の結果を修正すると発表した。

具体例として、統計局が過去に発表した2016年の出生数1,786万人を97万人増の1,883万人、2017年の出生数1,723万人を42万人増の1,765万人にそれぞれ上方修正し、更に2011～2020年の出生数が年平均で約100万人増えるという。これにより、出生数は約1,000万人規模の上方修正となり、現状で浮かび上がっている国勢調査と毎年発表の出生数の誤差1,400万人が縮小する。

◆20年の平均賃金 伸びは鈍化

中国国家统计局は5月19日、2020年の平均賃金(年収ベース、以下同)を発表した。

国有企業などを含む非民間企業(以下「非民間」)における平均賃金は前年比7.6%増(名目ベース)の9万7,379元と賃金が上昇したものの、伸び幅は前年より2.2ポイント縮小となった。

一方、民間企業(以下、民間)における平均賃金は前年比7.7%増の5万7,727元と伸び幅は前年より0.4ポイント縮小した。

コロナ禍で工場停止を余儀なくされ、失業率が一時6%台まで上昇するなど、企業運営に大きな負荷がかかったことも、平均賃金伸び率の鈍化に繋がった。

業種別で非民間平均賃金が最も高かったのは情報処理・ソフトウェア・ITサービス業の17万7,544元、最低は農林水産業の4万8,540元で、双方の収入格差は約3.7倍あった。またコロナの影響が大きかったホテル・飲食業は前年比3.0%減と唯一平均賃金下がった業種であった。民間でも平均賃金の最高がIT産業、最低が農林水産業となり、コロナで休校を強いられた教育産業は前年比4.6%減と大幅に落ち込んだ。

＜中国の平均賃金伸び率の推移＞



◆1-4月の小売、コロナ前の水準に

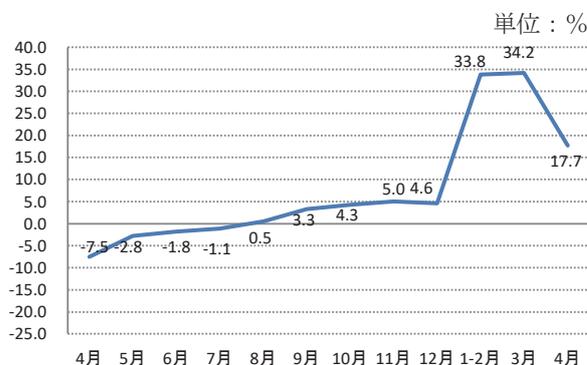
商務部はこのほど、1-4月の中国消費財小売総額が、前年同期比29.6%増の13兆8,373元となり、コロナ前となる2019年の1-4月比でも8.6%増になったと発表した。今年に入って、内需の柱とも言える個人消費の回復が鮮明となっている。

1-4月の消費の内訳は、飲食業が前年比67.7%増の1兆3,973億元、商品小売業が26.4%増の12兆4,401億元となった。商品小売業のうち、現物商品ネット販売額は23.1%増の3兆1,000億元となり、小売総額の22.2%を占めた。

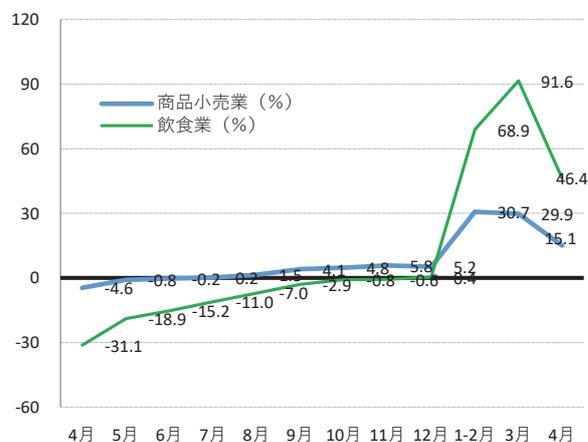
4月単月では、前年同月比17.7%増の3.3兆元、2019年4月比で8.8%増と高い水準での推移が続いている。

個人消費好調の要因には、前年のコロナ禍の反動増に加え、シェアリングエコノミー型の宅配サービスをはじめとするコロナ禍の巣ごもり期に急拡大した宅配便事業(1-4月で前年同期比約60%増)の牽引、更には前年大きく落ち込んだ飲食業の回復などがあげられる。

＜中国の消費財小売総額の推移＞



＜うち、商品小売業と飲食業の推移＞



中国経済データ

<ご注意>

伸率は前年同期比を%で表示。減少は▲または-で表示。速報値と確定値が混在しているため、不確定なデータが含まれている。

日本の対中貿易(日本側統計)

単位：億円、%

年月	輸 出		輸 入		差 引	
	金 額	伸 率	金 額	伸 率	金 額	備 考
2014年	133,815	6.0	191,765	8.6	▲58,238	赤字拡大
2015年	132,293	▲1.1	194,204	1.3	▲57,950	赤字縮小
2016年	123,619	▲6.5	170,164	▲12.4	▲46,544	赤字縮小
2017年	148,910	20.5	184,387	8.4	▲35,477	赤字縮小
2018年	159,010	6.8	191,871	3.9	▲32,861	赤字縮小
2019年	146,814	▲7.7	184,337	▲3.9	▲37,523	赤字拡大
2020年	150,811	2.7	174,684	▲5.2	▲23,873	赤字縮小
2021年5月	13,927	23.6	15,844	4.8	▲1,918	赤字縮小
2021年1-5月	70,174	26.9	80,761	14.0	▲10,587	赤字縮小

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比	
輸出	総額	62,613	100.0	
	内 訳	アメリカ	11,045	17.6
		EU	6,170	9.9
		アジア	36,386	58.1
		うち中国	13,927	22.2
輸入	総額	64,484	100.0	
	内 訳	アメリカ	7,436	11.5
		EU	8,051	12.5
		アジア	31,060	48.2
		うち中国	15,844	24.6

出所：日本・財務省貿易統計を基に一部加筆

5月の主な増減品目

単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	半導体等製造装置	63.9	3.5
		2	自動車	42.9	1.8
		3	原料品	125.0	1.7
輸入	増加	1	通信機	52.3	4.0
		2	衣類・同付属品	11.6	0.7
		3	自動車の部分品	80.2	0.7
	減少	1	織物用糸・繊維製品	▲73.4	▲8.3
		2	電算機類(含周辺機器)	▲16.4	▲1.9

出所：日本・財務省

名古屋税関管内の対中貿易

単位：億円、%

年月	輸 出			輸 入			差 引	
	金 額	伸 率	全国比	金 額	伸 率	全国比	金 額	備 考
2014年	25,217	5.5	18.8	22,515	7.4	11.7	2,702	黒字縮小
2015年	24,687	▲2.1	18.7	23,725	5.4	12.2	962	黒字縮小
2016年	23,614	▲4.3	19.1	20,674	▲13.0	12.2	2,940	黒字拡大
2017年	28,271	19.7	19.0	21,863	5.8	11.9	6,408	黒字拡大
2018年	30,687	8.6	19.3	23,639	8.1	12.3	7,048	黒字拡大
2019年	28,217	▲8.0	19.2	22,086	▲6.6	12.0	6,131	黒字縮小
2020年	29,531	4.6	19.6	19,043	▲13.8	10.9	10,488	黒字拡大
2021年5月	2,743	20.4	19.7	1,794	10.6	11.3	950	黒字拡大
2021年1-5月	13,312	22.7	19.0	8,959	13.6	11.1	4,354	黒字拡大

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

※名古屋税関管内 国際貿易港：名古屋港、三河港、衣浦港、清水港、田子の浦港、御前崎港、四日市港、尾鷲港、津港
国際空港：中部空港、静岡空港

5月の国・地域別の貿易

単位：億円、%

		金 額	構 成 比	
輸出	総額	14,625	100.0	
	内 訳	アメリカ	3,609	24.7
		EU	1,877	12.8
		アジア	6,112	41.8
		うち中国	2,743	18.8
輸入	総額	7,909	100.0	
	内 訳	アメリカ	791	10.0
		EU	1,084	13.7
		アジア	3,928	49.7
		うち中国	1,794	22.7

出所：名古屋税関の発表資料を基に一部加筆

5月の主な増減品目

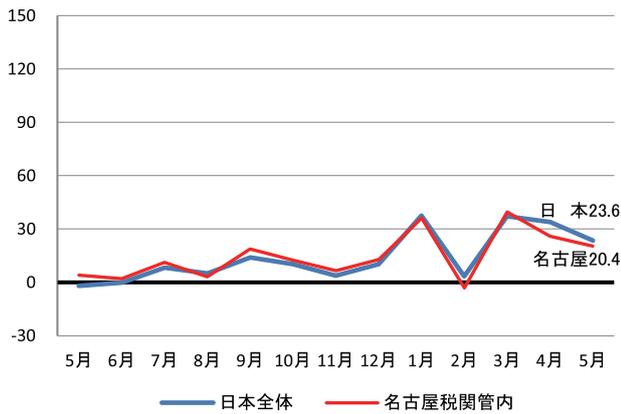
単位：%、ポイント

			概況品名	伸率	寄与度
輸出	増加	1	自動車	108.4	3.8
		2	自動車の部分品	19.7	3.5
	減少	1	原動機	▲36.1	▲2.0
輸入	増加	1	がん具及び遊戯用具	114.9	2.1
	2	プラスチック	112.3	1.9	
減少	1	繊維用糸及び繊維製品	▲64.2	▲8.6	

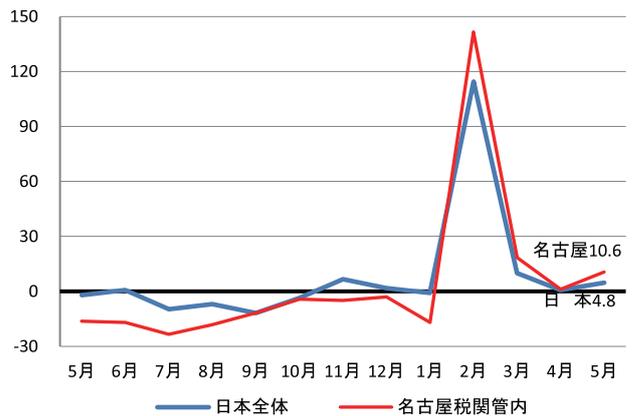
出所：名古屋税関

日本と名古屋税関管内の対中貿易の比較

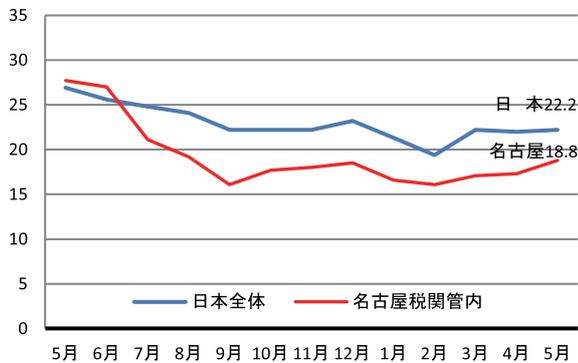
中国への輸出額の月別伸率(%)



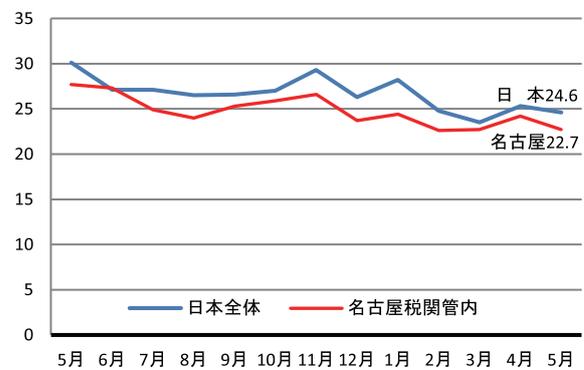
中国からの輸入額の月別伸率(%)



日本の輸出における中国構成比の推移(%)



日本の輸入における中国構成比の推移(%)



中国の貿易

単位：億ドル(金額)、% (伸率)

年月	輸出		輸入	
	金額	伸率	金額	伸率
2015年	22,766	▲2.8	16,821	▲14.1
2016年	20,974	▲7.7	15,875	▲5.5
2017年	22,635	7.9	18,410	15.9
2018年	24,874	9.9	21,356	15.8
2019年	24,984	0.5	20,769	▲2.8
2020年	25,907	3.6	20,556	▲1.1
2021年5月	2,639	27.9	2,184	51.1
2021年1-5月	12,376	40.2	10,342	35.6

出所：中国税関総署

中国の外資導入

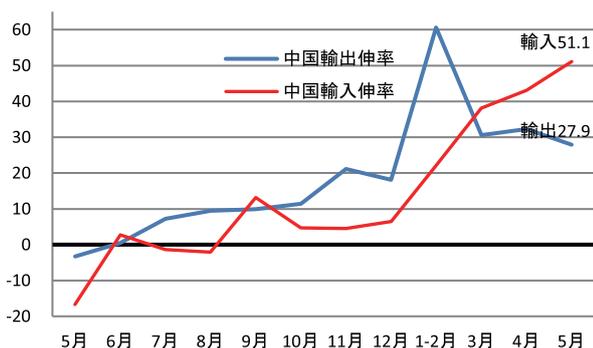
単位：件(件数)、億ドル(金額)、% (伸率)

年月	件数		実行ベース金額	
	件数	伸率	金額	伸率
2015年	23,778	11.8	1,262.7	5.6
2016年	26,575	5.0	1,224.3	▲3.0
2017年	35,652	27.8	1,305.2	6.6
2018年	60,533	69.8	1,349.7	3.0
2019年	40,888	▲32.5	1,381.4	2.4
2020年	38,570	▲5.7	1,443.7	4.5
2021年5月	N/A	N/A	N/A	N/A
2021年1-5月	18,497	48.6	742	44.9

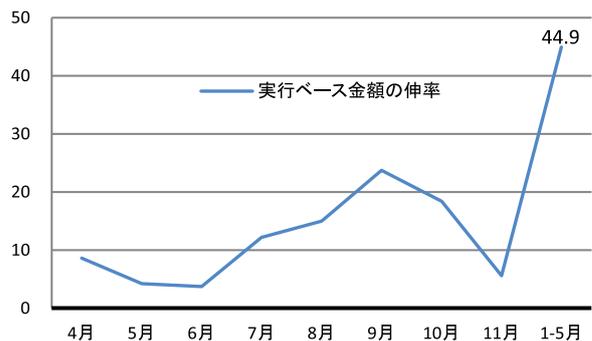
出所：中国商務部 ※金融セクターを除く。

(一部、商務部のデータを参考に独自算出)

中国対外貿易の月別伸率(%)



中国外資導入の月別伸率(%)



※12月のデータは未発表

中国の物価動向

消費者物価指数CPI (%)

	5月	1-5月
消費者物価指数	1.3	0.4
うち都市	1.4	0.4
農村	1.1	0.4
うち食品	0.3	0.1
食品以外	1.6	0.5
うち消費財	1.6	0.6
サービス	0.9	0.2

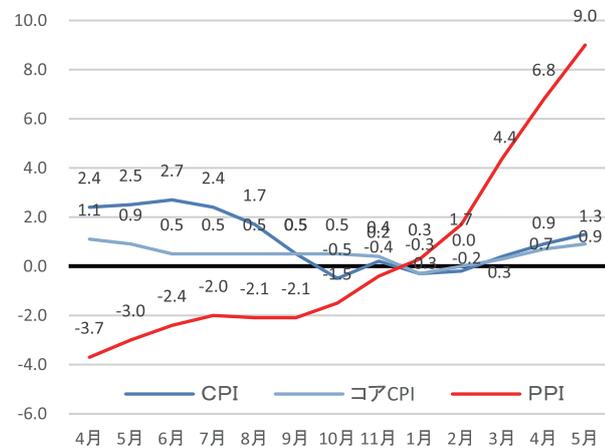
出所：中国国家統計局

工業生産者物価指数PPI (%)

	5月	1-5月
工業生産者物価指数(PPI)	9.0	4.4
うち生産資材	12.0	5.8
うち採掘	36.4	15.4
原材料	18.8	9.0
加工	7.4	3.7
生活資材	0.5	0.1
うち食品	2.2	1.8
衣類	▲0.6	▲0.9
一般日用品	0.5	0.2
耐久消費財	▲0.8	▲1.3
工業生産者仕入物価指数	12.5	5.9
うち燃料、動力類	20.7	5.4

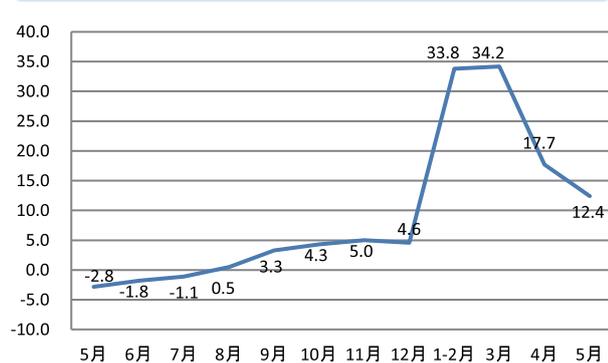
※工業生産者物価指数(PPI) = 出荷価格指数 = 卸売指数
出所：中国国家統計局

CPI、コアCPI、PPIの月別推移(%)



※コアCPIとは食品とエネルギーを除いたもの。

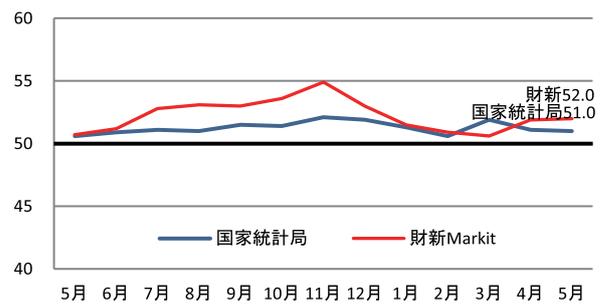
中国の消費財小売総額の伸率(%)



出所：中国国家統計局

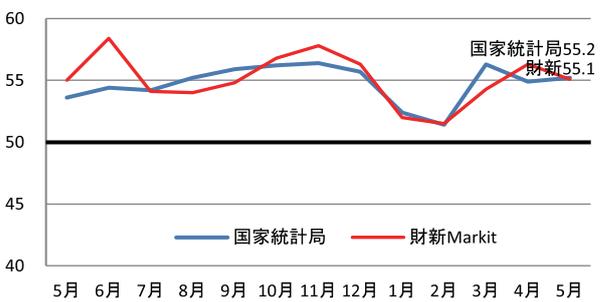
中国の景気先行指数

製造業PMI



※製造業PMI = 製造業購買担当者景気動向指数
景気後退<50<景気拡大

非製造業(サービス業)PMI

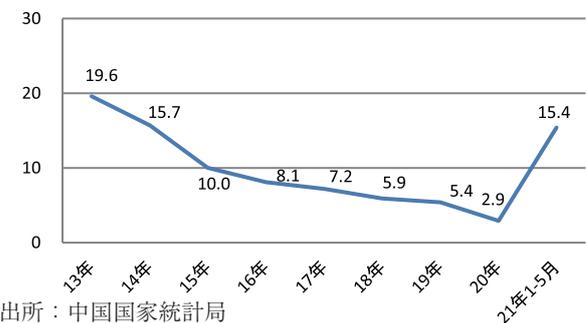


中国の固定資産投資

1-5月分の固定資産投資

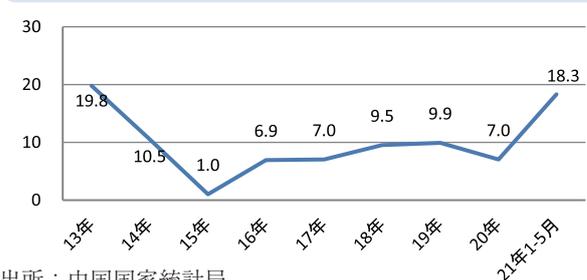
		投資額(億元)	伸率(%)
固定資産投資		193,917	15.4
産業別	第一次	4,961	28.7
	第二次	57,570	18.1
	第三次	131,386	13.8
地域別	東部	N/A	14.9
	中部	N/A	25.2
	西部	N/A	14.5
	東北	N/A	12.0

固定資産投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の不動産開発投資の伸率(%)



出所：中国国家統計局

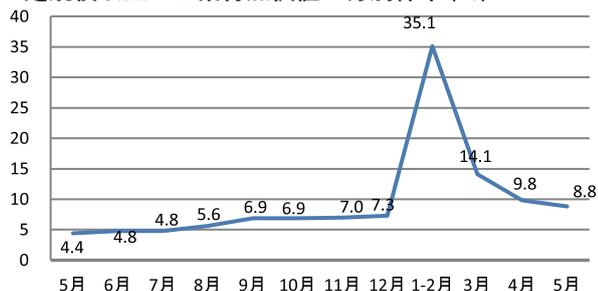
中国の工業

工業付加価値の伸率(%)

	5月	1-5月
一定規模以上の工業生産	8.8	17.8
内訳 鉱業	3.2	7.4
製造業	9.0	19.3
電気・ガス・熱・水生産供給業	11.0	13.8
内訳 国有企業	7.7	13.4
株式制企業	8.9	17.5
外資系企業	8.5	19.7
私営企業	9.1	20.4

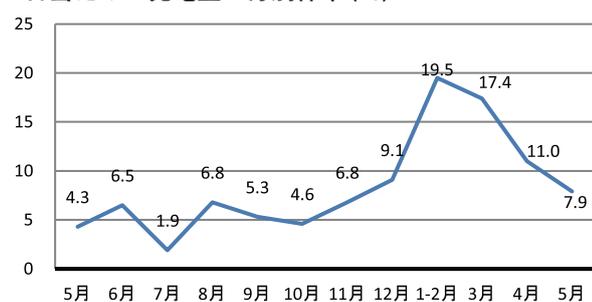
出所：中国国家統計局

一定規模以上の工業付加価値の月別伸率(%)



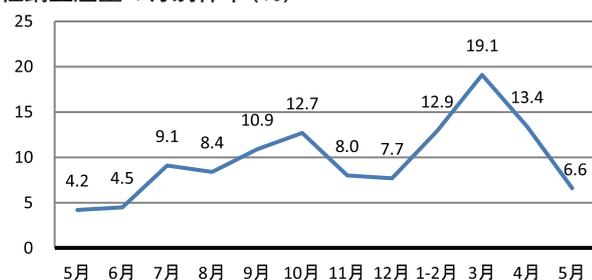
出所：中国国家統計局

一日当たりの発電量の月別伸率(%)



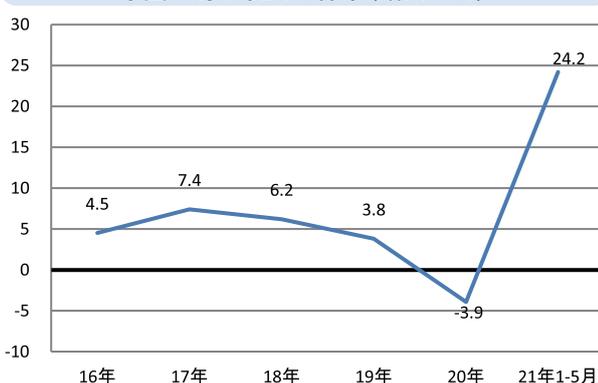
出所：中国国家統計局

粗鋼生産量の月別伸率(%)



出所：中国国家統計局

中国の財政収入の伸率(歳入、%)



出所：中国財政部

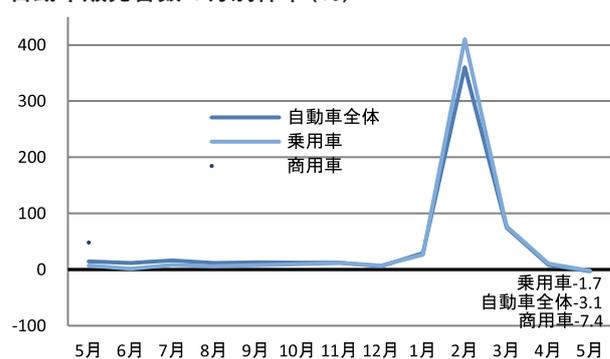
中国の自動車販売台数

台数：万台

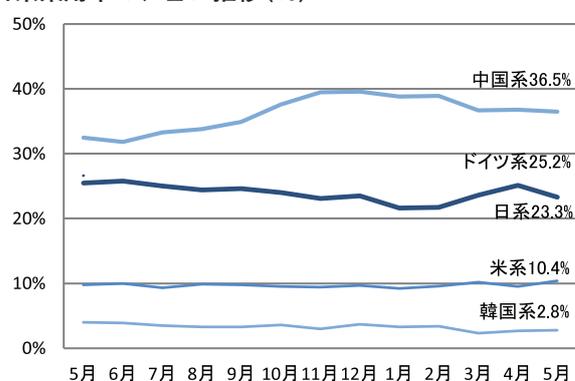
年月	自動車	
	乗用車	商用車
2015年	2,460	345
2016年	2,803	365
2017年	2,887	416
2018年	2,808	437
2019年	2,576	432
2020年	2,531	513
21年5月	212	48
21年1-5月	1,087	243

出所：中国汽车工業協会 ※中国国産車のみ。輸入車を含まず。

自動車販売台数の月別伸率(%)

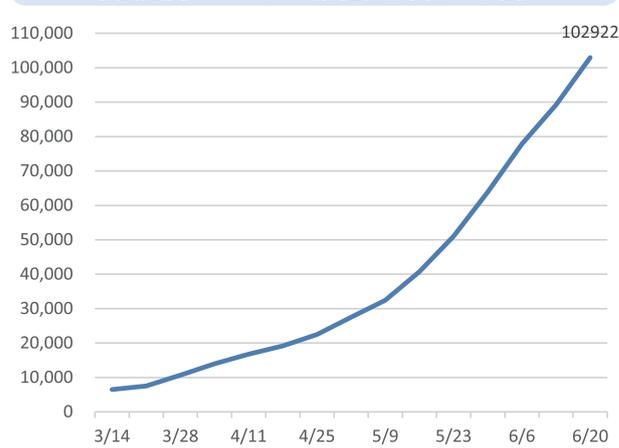


日系乗用車のシェア推移(%)



出所：乗用車市場情報聯席会

中国国内のワクチン接種数(単位：万回)



出所：中国国家衛生健康委員会